

## ケアハウス三丘 利用料金表

利用料は、『サービスの提供に要する費用(事務費)』、『生活費』、『居住に要する費用(管理費)』の合計額となります。

そのうち、『サービスの提供に要する費用(事務費)』は、利用者本人の前年の収入額によって徴収額が定められています。

利用料金は、それに関する国の改定により基準が変わります。

【サービスの提供に要する費用】 10,000 ～ 67,300円

【生活費】 44,810円 (11月～3月は、冬期加算として月額 2,070円を加算)

【居住に要する費用】 18,000円

対象収入による階層区分		利用料の内訳			合計額 (円)
		サービスの提供 に要する費用	生活費	居住に要する 費用	
1	1,500,000 円以下	10,000	44,810	18,000	72,810
2	1,500,001～1,600,000 円	13,000	44,810	18,000	75,810
3	1,600,001～1,700,000 円	16,000	44,810	18,000	78,810
4	1,700,001～1,800,000 円	19,000	44,810	18,000	81,810
5	1,800,001～1,900,000 円	22,000	44,810	18,000	84,810
6	1,900,001～2,000,000 円	25,000	44,810	18,000	87,810
7	2,000,001～2,100,000 円	30,000	44,810	18,000	92,810
8	2,100,001～2,200,000 円	35,000	44,810	18,000	97,810
9	2,200,001～2,300,000 円	40,000	44,810	18,000	102,810
10	2,300,001～2,400,000 円	45,000	44,810	18,000	107,810
11	2,400,001～2,500,000 円	50,000	44,810	18,000	112,810
12	2,500,001～2,600,000 円	57,000	44,810	18,000	119,810
13	2,600,001～2,700,000 円	64,000	44,810	18,000	126,810
14	2,700,000 円以上	67,300	44,810	18,000	130,110

この表における対象収入とは、前年の収入から租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の額をいいます。

※上記以外に、電気使用料・上下水道料・ケーブルテレビ料・ガス料(暖房使用時)が加算されます。

## 身元引受人(身元保証人)になられるかたの選任と責務について

ケアハウス三丘に入居する際は、『身元引受人(身元保証人)』になってくださるかたが2名必要となります。

当施設は終身施設ではないことで、身体状況の低下や病気により施設での生活が困難と判断した場合や認知症により共同生活が困難と判断した場合は、『身元引受人(身元保証人)』に引き取っていただく必要があります。

また、定期受診の付添いや身の回りの対応、救急搬送後の対応(入院の手続き、下着交換、退院時の支払い、退院後の受診)をしていただくことも『身元引受人(身元保証人)』になられるかたの役割となります。

『身元引受人(身元保証人)』になられる条件として、

●本人様のご子息になっていただくことを基本としております。

(遠方等の理由で下記の対応が不可能な場合は、下記の対応について、施設近隣にお住まいの姪・甥・孫に対応をしていただいても結構です。)

●入居されるかたのご兄弟はお断りしております。

『身元引受人(身元保証人)』になられるかたは、以下の責務を果たしてくださるかたを2名ご選任ください。

- ①「ケアハウス三丘」との連絡をもち、定期的に来所していただけるかた。
- ②定期の通院や救急対応後の受診、退院後の定期受診などに対応できるかた。
- ③私用の外出、個人的な買物などに対応できるかた。
- ④入院された場合、入院の手続き・下着の交換・退院時の精算に対応できるかた。
- ⑤金銭管理や代行業務(役所・金融機関等)に対応できるかた。

①～⑤の内容について了承していただけるようでしたら、ご本人様の入居の意思や健康状態(健康診断結果)を確認させていただき、入居の手続きに入らせていただきます。